

(5)運動習慣の確立 (2/2)

取組事例

1. 自転車を活用した運動による健康増進の啓発

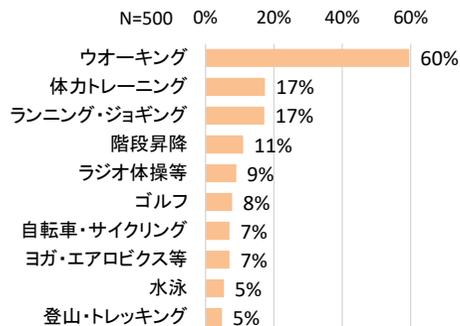
【取組実績・取組内容】

▶ サイクリングルートの考案

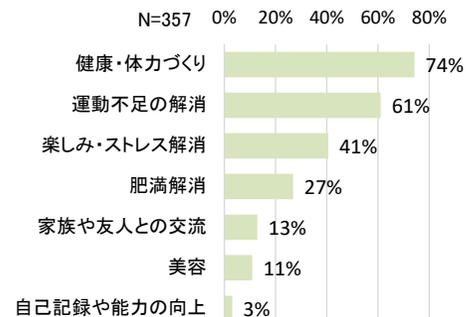
- ・関西広域連合と連携し、関西広域サイクリングルート(大阪湾一周しおかせ満喫ルート)を考案。
- ・2019年に「北大阪サイクルライン」の社会実験を実施し、広域的なサイクリングコースとして、大阪東部サイクリングマップで紹介。
- ・ホームページやチラシのほか、自転車用ナビゲーションアプリで情報発信。
- ・今後も関西広域連合との連携を継続し、広域的なエリアでサイクルスポーツを促進。

▶ 「運動とスポーツに関する意識調査」のアンケートの実施

- ・「運動とスポーツに関する意識調査」のアンケートを毎年実施。
- ・今後も、引き続き継続的にアンケートを実施し、スポーツに対する楽しみ方が個性化、多様化するなか、だれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しんでいただけるよう、スポーツ振興事業を推進。



▲この1年間にしたことのある運動やスポーツ



▲運動やスポーツをした理由

[大阪市「民間ネット調査」]

【取組実績・取組内容】

▶ 健康教育のなかで自転車の意義や重要性を啓発

- ・市民向けの健康教育で、自転車も含めた運動の意義と重要性を啓発。
- ・広報誌に健康寿命とサイクリングについて記載。
- ・今後も、今までの取り組みを継続。

プラステン
+10で健康寿命をのばしましょう

みだんから元気からだを動かすことで、糖尿病、脳卒中、がん、ロコモ、うつ、認知症などになるリスクを下げることができます。今より10分多く、毎日からだを動かしましょう。

毎日アクティブに過ごすために こうすれば+10

地域で

- ・家の近くに、散歩に適した歩道やサイクリングを楽しめる自転車レーンはありませんか？
- ・家の近くの公園や運動施設を見つけ、利用しましょう。
- ・ウィンドウォッシングなどに出かけて、楽しみながらからだを動かしましょう。

職場で

- ・自転車や徒歩で通勤していませんか？
- ・健康診断や保健指導をきっかけに、からだを動かしましょう。

人々と

- ・休日には、家族や友人と外出を楽しんでみては？
- ・電話やメールだけでなく、顔を合わせたコミュニケーションを心がけると自然にからだも動きます。
- ・新型コロナウイルス感染症予防に留意してください。

※参考：厚生労働省「アクティブガイド-健康づくりのための身体活動指針-」

コロナ禍で安全に運動をするポイント

新型コロナウイルス感染症予防のため、運動を実施する際には、少人数で実施すること、すいた時間・場所を選ぶこと、他の人との距離を確保すること等に留意しましょう。

(6) サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用 (1/2)

【現状】

- ・移動手段としてではなく、健康づくりの観点から、スポーツやレクリエーションとしての自転車利用が求められている。
- ・そのためには、安全に走れることに加えて、走って楽しいなどのモチベーションにつながる自転車の利用環境が求められている。

【課題】

- ・サイクルスポーツ等に利用できる環境が十分に整っていないため、安全・快適に自転車が通行等ができる環境が必要。
- ・サイクルネットワークの形成や、イベント空間として、公共空間の活用が必要。

【施策概要】

- ・サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用を行う。



大規模自転車道(毛馬桜之宮公園付近)

(6)サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用 (2/2)

取組事例

1. 安全で楽しいサイクルネットワークの形成 (夢洲へのアクセス)

【取組実績・取組内容】

- 多くの来阪者が見込まれる万博開催時に、さまざまな都市内移動手段のひとつである、自転車で都心部から夢洲まで安全・快適にアクセスできるルートとして、令和5年度末までに淀川左岸サイクルロードの整備完了をめざすことにより、多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の実現に取り組む。



※ 整備ルートについては、協議検討状況により変更となる場合あり

2. 広域ネットワークの形成に向け、周遊都市との連携による共通化した案内サイン等の整備

【取組実績・取組内容】

- 市域外を含めた広域サイクルネットワークの形成に向け、国、大阪府、堺市等の関係機関と連携し共通化した案内サイン等を整備。

3. サイクリストの休憩スポットの整備・周知

【取組実績・取組内容】

- 淀川左岸サイクルロードの整備にあわせて、毛馬桜之宮公園などにおける自転車利用者も含めた休憩スポットなど、サイクリストの休憩スポットの整備・周知に取り組む。

4. 公共空間を活用したサイクルイベントを支援

【取組実績・取組内容】

- 2017年から大阪城トライアスロン(含:自転車ロードレース)を開催。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2021年は中止しているが、継続実施に向け関係先との協議を推進。

数値目標

- ・サイクルロード整備延長 約13km
- ・休憩スポット整備箇所数 2か所
- ・スポーツイベント開催支援数 1回/年

(7)多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の形成 (1/2)

【現状】

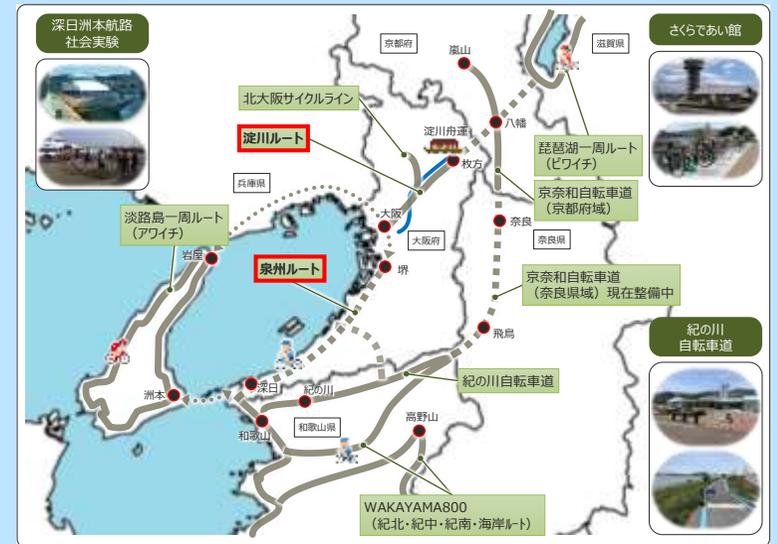
- ・近年、全国的にサイクルツーリズムの機運が盛り上がりとともに、シェアサイクルなどが普及してきている。
- ・市内のサイクリング環境としては、河川沿いを中心に約50kmのサイクルロードが整備されており、**都心部から淀川沿いを經由し夢洲につながる淀川左岸サイクルロードが、国の万博関連インフラ整備計画に位置付けられるなど、広域サイクルロードの起終点として、大阪市域が果たす役割が重要になっている。**

【課題】

- ・広域サイクルロードとして計画される淀川沿いのルートや泉州ルートとの自転車ネットワークを結節する必要がある。

【施策概要】

- ・観光客を含む利用者の視点に立ったサイクリング環境の整備や、サイクリストの受け入れ環境等を充実させ、多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市を形成する。



[地域再生計画「大阪都市圏広域サイクルルート連携事業(大阪府)】

安全で楽しいサイクルネットワークイメージ



(7)多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の形成 (2/2)

取組事例

1. 安全で楽しいサイクルネットワーク作成(夢洲へのアクセス)【再掲】
2. 周辺都市との連携による共通化した案内サイン等の整備【再掲】
3. サクリストの休憩スポットの整備・周知【再掲】
4. 多様な手段を活用したサイクルロードマップの作成
5. サイクルロードマップ等による観光客に対するサイクルロードのプロモーション

【取組実績・取組内容】

・サイクルロードの利用促進を図るため、淀川左岸サイクルロードの整備を契機に、多様な手段を活用した既存の大規模自転車道等も含めたサイクルロードマップを作成し、SNS等の情報発信ツールなども活用しながら観光客に対するサイクルロードのプロモーションを実施。

6. シェアサイクルに関する社会実験を実施

【取組実績・取組内容】

・区役所にて、シェアサイクル事業者と連携した、観光や移動利便性、地域活性化等を目的としたシェアサイクルの社会実験の取組みを実施。



【此花区役所実証実験事例】

(8)交通安全思想の普及徹底 (1/2)

【現状】

- ・大阪市内の自転車事故件数は減少しているものの、大阪市内における自転車の保有台数は多く、全交通事故件数に対する自転車事故件数の占める割合は約4割であり、全国（約2割）の2倍である。
- ・自転車による交通事故の大半は、交差点で発生しており、安全不確認が原因である。

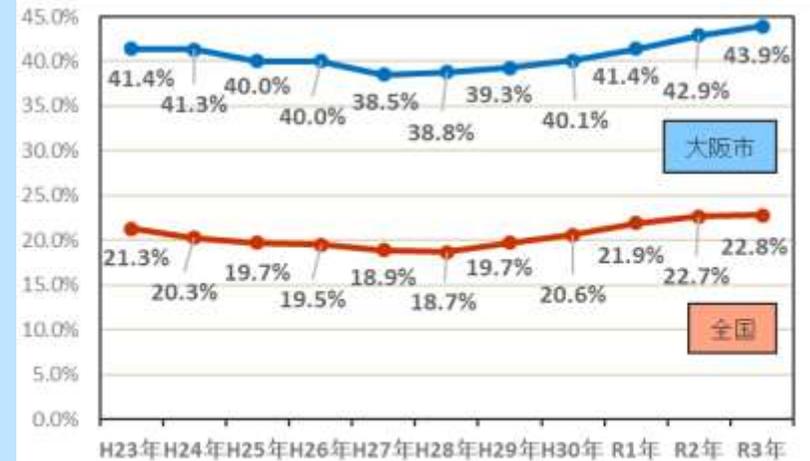
【課題】

- ・自転車事故の危険性や、交通法規の遵守の必要性などについて **世代に応じた**広い市民への周知が必要。
- ・自転車運転者に対する安全教育の拡充や、**自転車利用者だけでなく、自動車のドライバー、歩行者等**幅広い層の市民への広報・啓発の強化に取り組むことで、市民の**交通安全意識を向上させる**ことが必要。

【施策概要】

- ・交通安全思想の普及を徹底する

交通事故件数に占める自転車関連事故の割合



【交通統計(交通事故総合分析センター)、大阪の交通白書より】



【交通安全啓発】



【地域と連携した交通安全教育】

(8)交通安全思想の普及徹底 (2/2)

取組事例

1. 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【取組実績・取組内容】

- ・自転車ルールブック2種類を作成し、各季の交通安全運動や交通安全教室等で配布。子供向けは、市立小学生生徒(H30:1～3年生全員、R1～R3:1年生全員)に配布。
- ・また、世代に応じた交通安全教室や出前講座を開催。
- ・コロナ禍でのイベント中止や、若い世代への啓発機会が少ないため、成人式での啓発物配布やWEBサイト、SNS、HPを利用した情報発信ツールの積極的な活用を推進。



▲子ども向け自転車ルールブック



▲自転車マナー出前講座

2. 交通安全に関する普及啓発活動の推進

【取組実績・取組内容】

- ・各季の交通安全運動とリンクした啓発と交通安全イベントを実施。区民まつり等の行事において区役所と連携して交通安全の啓発実施。
- ・コロナ禍で対面の啓発機会が少ないため、リーフレット以外に動画や、R3年度はPR車両を活用した情報発信を実施。



▲令和3年「自転車マナーアップ強化月間」リーフレットや動画配信



期間中
運行

▲令和3年 阪堺電車「自転車マナーアップ号」の運行

[大阪府ホームページ]

| 主要行事 | 開催時期 |
|---------------|--------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日～4月15日 |
| 夏の交通事故防止運動 | 7月1日～7月31日 |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日～9月30日 |
| 自転車マナーアップ強化月間 | 11月1日～11月30日 |
| 年末の交通事故防止運動 | 12月1日～12月31日 |

▲各季の交通安全運動

(9)安全で快適な自転車通行環境の計画的な整備推進

【現状】

- ・過去10年間で自転車に関係する事故件数が約40%減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は約1.3倍となり、増加傾向。
- ・自転車が加害者となって多額の損害賠償が発生する事例が相次いでいる。
- ・これを受けて、全国的な社会問題として、歩道内で輻輳する歩行者と自転車の通行空間の分離が求められている。
- ・市内中心部と周辺部を比較すると、中心部で自転車事故密度が高い。

【課題】

- ・自転車関連事故としては、**市内中心部**の幹線道路における事故発生密度が高いことから、優先的な**自転車通行環境の整備**が必要。
- ・今後見込まれる多様化する自転車への対応が課題。

【施策概要】

- ・歩行者の安全を第一に、自転車利用者の安全性・快適性を確保する自転車通行環境の計画的な整備を推進する。

取組事例

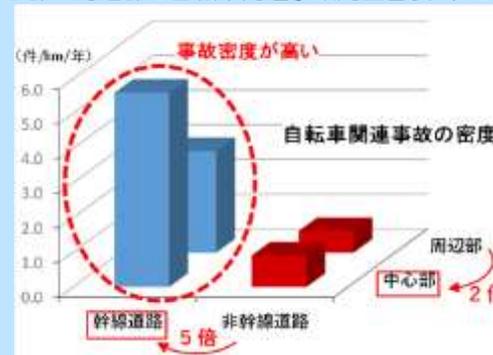
1. ネットワーク路線における車道通行を基本とした自転車通行空間の整備【再掲】
2. 多様化する自転車に対して、国の動向も見ながら通行環境のあり方を検討【再掲】

自転車事故件数と対歩行者事故件数の推移



[大阪府警資料]

中心部・周辺部の自転車関連事故発生密度 (H30~R2)



自転車事故の高額賠償事例

| 賠償額 (万円) | 裁判所 | 判決日 | 被害者 | 加害者過失 |
|----------|-----|---------|-------|--------------|
| 9,521 | 神戸 | H25.7.4 | 女性62歳 | 小学生(11歳) 無灯火 |
| 9,266 | 東京 | H20.6.5 | 男性24歳 | 男子高校生 通行違反 |

[自転車事故の損害賠償に係る現状について(国土交通省自転車活用推進本部)]



(10)災害時における自転車活用の推進

【現状】

- ・平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震発災時には、市内の鉄道網で概ね運転が見合わせられて交通網が分断。
- ・道路においても車道、歩道ともに非常に混雑し、都市機能が麻痺した。

【課題】

- ・南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の大規模災害時において、危機管理体制を強化するため、機動的な移動手段の確保が必要。

【施策概要】

- ・災害時の職員参集や応急活動のための移動手段として、自転車を積極的に活用する。
※危機管理体制を強化し、地域社会の安全・安心を向上させる。

取組事例

1. 災害時における自転車等の活用を推進

【取組実績・取組内容】

➤ 災害時、市職員が参集する際は自転車の活用を推進

- ・2020年3月に策定した「大阪市業務継続計画(第1.4版)」等の定めなどにより、災害時の職員参集の方法として自転車の活用を推進。
- ・今後も、今までの取組みを継続実施。

4. 推進体制

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画のフォローアップ及び見直し

(1) 計画の推進体制

- 本市関係局が緊密に連携し自転車活用推進計画の実施を推進する「自転車活用推進会議」を開催
- 自転車活用推進計画に位置付けられた各施策の実施にあたっては、国や他の地方公共団体、交通管理者、事業者、市民等と相互に連携を図りながら協力し、それぞれの役割に応じた取組を積極的に実施
- 国や他の地方公共団体、NPO、関係団体等の担当者や大学関係者等の関係者による会議等に参加し、先進事例や課題に対する対応に向けた調査、研究

大阪市自転車活用推進会議（2018年5月設置）

《委員》

- 副市長【会長】 ○ 代表区長
- 関係する局長級職員（都市交通局、危機管理室、経済戦略局、市民局、計画調整局、健康局、環境局、建設局、大阪港湾局）

《目的》

平成29年5月に自転車活用推進法が施行されたことを受け、交通安全の確保や環境負荷の低減、健康増進、観光振興などの視点から法の基本方針に示された各施策について、調整及び連携を図る

《所掌事務》

- ・ 自転車活用推進法第4条第1項の規定に基づき、各局が実施する施策間の調整及び連携
- ・ 市町村自転車活用推進計画の策定に向けた調整
- ・ その他、目的を達成するために必要と認める事項

国等への働きかけ

国や関係機関等に対し、自転車の活用推進に必要な制度整備などについて働きかけていく。

(2) 計画のフォローアップ及び見直し

- 本計画のフォローアップとして、計画に位置付けた各施策の進捗管理・評価を毎年度に行う。
- また、PDCAサイクルに則り、各施策の評価結果や社会情勢の変化等を踏まえ、現行施策の改善や新規施策の追加、目標の数値設定などの計画見直しについて検討を行う。

